

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 それでは、次に、次の陳情に入ります。神田警察通り街路樹の関係について、送付5-13、20の2件を一括して審査に入ります。

なお、本件陳情審査におきまして、区ホームページに関する議論に及ぶ可能性があるため、所管の小林企画総務委員長にご了解を頂きまして、本日は、広報広聴課長に出席を頂いております。

陳情書の朗読は省略をさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、執行機関から情報があれば下さい。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りに関する陳情につきまして、環境まちづくり部、参考資料2に基づきまして、状況報告させていただきます。

まず先に、資料の2番目の黒丸についてご報告いたします。送付5-20の神田警察通りの街路樹伐採を伴う工事中断と対話の場を求める陳情につきましては、送付5-7の神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情と同様の内容と認識してございます。本陳情の中で記載のとおり、令和5年3月8日の企画総務委員会にて審査が終了しているものと認識してございます。また、神田警察通りの整備に関しましては、住民訴訟2件と損害賠償請求訴訟が提訴されていますが、本年3月22日、損害賠償請求訴訟の第一審判決において、まちづくりに参画する権利、利益を侵害されたなどとする原告の請求は、いずれも棄却されており、区側の主張が認められております。

次に、送付5-13の神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情についてでございます。ホームページの掲載内容は事実でございまして、業務執行上の人身事故であることから、区としては、公表の義務が生じたことに加え、工事を望む方々に状況を説明するとともに、こうした妨害行為に対して、区として毅然とした態度で臨むことを表明するため、当日の状況を掲載したものでございます。

それに関連して、7月3日、区職員と警備員に対しての暴行行為4件が検察へ送致されたと聞いております。一方、警備員の行為1件も送致されたことを確認いたしました。こちらは、本区の認識とは異なっておりますが、今後、検察で取調べが進んでいくものと認識してございます。

この件に関しまして、区長宛て、神田警察通り沿道整備推進協議会の委員から、今回の暴行行為に関する情報提供をお願いする文書を頂きました。また、議長宛てにも、同様の文書が届けられたと聞いております。その中に、現職の区議会議員の行為について記載がございました。捜査と刑事手続に係ることから、詳細をお話することはできませんが、当時は区議会議員ではありませんでしたが、現在、区議会議員の方が施工区域のバリケードを突破し、伐採対象樹木に寄り添い、工事の妨害をしていたことは確認してございます。

なお、協議会への説明も慎重に時期を見て対応できるように、検討してまいります。

私からの報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。執行機関から特に……

○林広報広聴課長 ただいまの説明の中で、業務執行上の人身事故であることから、区としての公表義務が生じたとありましたので、その部分について、補足の説明をさせていただきます。

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

これにつきましては、千代田区の事故発生時の対応を定めた千代田区危機管理指針の情報公開の基準に準じているものでございます。具体的には、区が公表すべき事案としての区発注の工事現場での事故、区発注の工事現場での事故、並びに、公園・道路施設での事故、公園・道路施設での事故、この双方に準じたものとなります。かつ、今回は、人身事故ということです。

広報の理由につきましても記されているんですけども、発生した事実関係、区の対応内容とその状況など、迅速に広報することで、区民や関係者の応急対応に資すると記されています。区民や関係者の応急対応に資する。この言葉の意味は、不特定多数の区民の方への注意喚起、また、再発防止と取ることができます。今回の場合、公道で、通常、一般の方が数多く、学校もございますし、通行している場所ですので、その意味で、注意喚起、また、同様の不祥事、事故が起きないように再発防止、そういった意味での公表でございます。

所管より、掲載内容については事実と説明がございましたけれども、ホームページの掲載につきましては、それ以前、この工事に関する議論以前に、以上の説明から必要と判断しますので、削除については、いたしかねるという状況です。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご説明を頂きました。

皆さんからご意見を頂きたいと思います。

○桜井委員 当陳情についての事実関係——当陳情についての事実関係については、るる執行機関のほうからご報告を頂きました。陳情内容が、千代田区のホームページ掲載文の削除を求める陳情ということでございます。で、ただいまもご説明を頂きましたけども、もう少し掘り下げて、確認を何点かさせていただきたいと思います。ご説明にもありましたが、訴訟に関わる内容も含まれているということでございますので、その件については、その都度、ご報告を頂ければと思っております。

まず、陳情にありますけども、区の職員が撮影をした画像を閲覧するというようなことは可能なんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 画像なんですけども、個人を特定できる映像もあること、それから、捜査対象となる行為、今後の民事、刑事等、訴訟に関わる内容等もあることから、閲覧いただくことは難しいという認識でございます。

○桜井委員 暴力的な妨害行為があったことについて、担当職員からの聞き取り内容だとか、現場責任者としての認識はどうだったのか、そこら辺はいかがでございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 現に体当たりされ、転倒した職員からの聞き取り、それから、それを目撃した複数の職員からの聞き取り、さらに、私自身、その目撃も含めて、暴力的な妨害行為があったことは事実であると認識してございます。

○桜井委員 そう頻繁にあるような事例ではない、あってはいけない事例だと思います。報道では、もみ合いになったという表現がございました。このようなもみ合いになったという報道があったわけなんですけども、どのような認識だったのか、どのようなことだったのかということをご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたこともあるんですけども、捜査中ですので、詳細は控えさせていただきますが、様々な行為がある中で、明らかに体当たりや胸

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ぐらをつかむという、そういう社会通念上、暴力的な妨害行為があったということは事実でございます。

○桜井委員 今、暴力という話が出ました。暴力は許されるものではありません。千代田区においても、我々千代田区議会は、これは安倍内閣総理大臣が亡くなったときに、区議会として決議を出しました。暴力によるという、るる暴力はいけないんだということを強く議会として決議をしようということで、令和4年7月14日に行われたものがございます。こういう暴力は許されるものではないという認識がありますけども、このホームページに載せた理由について、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 理由については、先ほども申し上げましたが、暴力的な妨害行為というのは、社会通念上非難される、されてしかるべきものだという認識をしております。理由は先ほどのとおり、業務執行上の人身事故であるということと、あと、それを本工事の推進を望む方にそれを示すということで記載したものでございます。

○嶋崎委員長 ちょっと、もう一回、さっきの、広報課長の件、答弁して。さっきの千代田区の基準みたいなものがあるというふうにおっしゃったんで、もう一回、そのところ。

○林広報広聴課長 千代田区での危機管理指針での公開基準、もう一度、繰り返しますが、2点ございます。1点が区発注の工事現場での事故、もう一点が公園・道路施設での事故、これ、今回に該当します。かつ、その程度ですが、人身事故という内容です。公開した理由は、所管課のコメントのほかに、広報的には、不特定多数の方の注意喚起と再発防止でございます。

○嶋崎委員長 ということです。

○桜井委員 先ほど、現職区議会議員という表現をされていました。ネットでは、千代田区の女性区議という形で書かれておりましたけども、書類送検をされたということでした。妨害行為には、この方は加担をされていたんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも、捜査と刑事手続に係る内容についてですので、詳細は控えさせていただきますが……

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 ちょっと待って。答弁しているから。

はい、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、当時は区議会議員ではありませんでしたが、現在、区議会議員の方がその施工区域のバリケードを突破し、伐採対象樹木に寄り添い、工事の妨害をしていたということは確認しているものでございます。

○桜井委員 いいんですか。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 非常に正確さを欠く答弁をされていると思うんですね。私たちは何もビデオを見ることもできないし、そちらは、情報公開しても、個人情報を出してくれないので、事実は確認できないんだけど、女性区議という表現をしたときに、先ほど一連の流れで言うと、やれ、私たちは認識している、胸ぐらをつかんだ、何とかしたと言っているじゃないですか。今の一連の話を聞くと、女性区議がやったというふうになっちゃうんですよ。（発言する者あり）そこは新聞報道もそうになっていますね。非常に錯誤を生むよ

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

うな表現を外に向かって出しているんですよ。だから、ああいう新聞報道になるんですよ。そうでなかったら、これ、だって、名誉毀損、1人を特定している以上は、その方が誰かに対して何かしたんですか。そして、その人はけがでもしたんですか。それをはっきり答えて。そこだけはっきり答えて。

○須貝基盤整備計画担当課長 私どもがその女性の区議会議員と申しているわけではなくて、新聞報道がそのように伝えているということでございます。

○小枝委員 答えて。答えて。私の質問に。

○須貝基盤整備計画担当課長 それを確認しているということでございます。

○小枝委員 いやいや、だから、胸ぐらをつかんだり、何か——だって、何かしたと言っているわけでしょ。けがをしたと言っているんでしょ。それをちゃんと答えて。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、その区議会議員の方が施工区域内、区域のバリケードを突破して……

○小枝委員 だから、したか、しなかったかを答えてと言っているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 何をですか。

○小枝委員 けが人が出たのか。胸ぐらをつかんだのか。言葉がね、混同しているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 同じです。その当時は、区議会議員ではなかった方が施工区域の……

○小枝委員 そこじゃないんだよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 バリケードを突破して、作業対象樹木に寄り添っていたと、そういう妨害行為を働いていたということでございます。

○小枝委員 だから、けが人が出たのかって、答えていないですよ。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 それ以上でもないんだろう。

○小枝委員 いや、出たのか、出ないのか。

○嶋崎委員長 じゃあ、もう一回聞いてください、ちゃんと。

○小枝委員 だから、胸ぐらをつかんだり、暴力行為でけが人が出たりしているのかと聞いているんだから、答えてくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申していますが。

○小枝委員 申していません。言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 捜査中ですので、詳細は控えさせていただきます。どういう状態かというのは、ちょっと私どもも分かりません。

○小枝委員 非常にそこがそうやって一連の流れで、まるで誤解を生じさせるように表現しているんですよ。百も承知のくせに。知っているくせに。だって、そうでしょう。わざわざ女性区議と特定している以上は、（「特定していない」と呼ぶ者あり）先ほど言いましたよね。そこは、やったか、やらないのか。そして、けが人、ここで出ているのか、そこを聞いているわけだから、それは答えてくださいよ。

○印出井環境まちづくり部長 私どものほうでは、新聞報道にあったこと、それと、あと、先ほど桜井委員からもご指摘があったこと、そして、我々が現場で確認したこと、それらを課長が答弁したように、当時、区議会議員でありませんでした。現在、区議会議員の方が施工区域内のバリケードを突破し、対象樹木に寄り添い、工事を妨害していたことを確認しているということ、それを事実として述べています。暴行等については、これは、

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

個人に対しての罪になりますので、区に対してではないので、その辺り、詳細については我々も存じ上げないというところでございます。

○小枝委員 だから……。その存在したということと、何かしたということは別なわけだから、多分、百も承知だと思いますけど、これに、そのこのところでの接点が、肩が触れたか、接点は分からない。でも、何か暴力行為を行ったり、けがをしたりということはしてないはずなんです。そこはちゃんとはっきりしてほしい。まあ、でも、いい。もう答弁しなくていいです。でも、そういう誤解を生じさせるようなことを言ってはならないし、それは、だからこそ、今、捜査しているわけだね。捜査しているわけだから、捜査しているということは、これから、そういう犯罪事案としてあるかどうかということを検査するわけだから、それが明らかでない段階で、こういうふうなことを書くということは、双方、事実の確認も怠っているし、非常に区としての公平性、客観性というものについては、十分ではないということはあると思うので、そこは一応指摘しておきます。質問すると、また変な答えをするから。もういい、いい。答えなくていい。捜査中なんだから。

○嶋崎委員長 ご指摘を受けたということで、もともとは桜井委員がやっている話だから。桜井委員。

○小枝委員 戻します。

○桜井委員 私の質問も、新聞社のデジタルニュースを見まして、それで、質問をいたしているところでございます。

さらに、住民に負傷者が出ているようだという話がありますが、この辺は、いかがなものなんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 住民に負傷者がいたということであれば、誠に遺憾なことでございますが、当日、妨害行為をされた反対者にけが人が出ていたという認識はございません。救急車が到着したときについても、その住民の方が搬送されたということは、事実を認識してございません。一方で、現場が解散する直前まで、多くの方が活発に抗議活動をされていたという状況は認識してございます。

○桜井委員 この4月11日の工事に当たって、起きたこの出来事であるわけですが、非常に誠に残念なことだと思っています。区としては、今後、この計画はまだあるわけですが、今後、どのようにするつもりなのか、そのお考えをお聞かせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 もう、これ、これまでもお話ししているところなんですけども、本件工事は、神田警察通り沿道整備推進協議会における累次の検討結果を踏まえたものであるだけでなく、多くの方々から、狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障害をお持ちの方も、自転車の方も、ベビーカーの方も、誰もが安全で安心して通行できる歩道にしてほしいという、そういう要望やイチョウの植え替えを求めるご意見を頂く中で、計画立案に至ったものでございます。商売をされている区民の皆様からも、早期に整備工事を遂げてほしいという要望を頂いております。区としては、区議会の適正な議決、陳情審査の結果を踏まえ、執行機関として、責任を持って、本道路整備工事を計画どおり進めることと、そういう考えに変わりはありません。

○桜井委員 私は、このⅡ期工事に関しては、これまでも議会でも様々な審議をして、予算、契約など、議決をしてまいりました。当然、執行機関はそれを受けて、責任を持って、この事業を進めていくべきだというふうに、今までにも、何度もいろんな場面で言ってま

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いりました。一方で、こうした妨害事件が続くと、沿道整備は一向に進まないということが予想されます。駅前辺りの整備が完了するのはいつになるのかも分からないと、こんな状況が出てくるのではないかと思います。今後、Ⅲ期以降を進めていくというお考えについて、先ほど、ちょっと、そこら辺を触れていましたけども、責任者のほうからそのお考えについて述べていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 先ほども課長から同趣旨のご答弁をさせていただいたかなと思いますけども、多くの進めてほしいという声がある一方で、一部の反対者の方の妨害があるからといって、我々としては、Ⅱ期工事を止めるという考えはございません。計画どおり進めていくということに変わりはありません。一方で、委員ご指摘のとおり、早期の整備工事を待ち望んでいる方々がたくさん駅方面おられます。Ⅱ期工事と並行して、Ⅲ期以降の整備に入れるような検討も併せてしていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 本会議場でも提案がありましたけれども、神田駅周辺のところは工事を急いでほしいと。もう、今、この時間でⅡ期をどうするという話はいたしません、神田駅周辺、つまり、Ⅴ期ですね、について、もしかしたら向こう側の平成通りも入るかもしれない。その工事を進めるということについて、一緒に、やっぱり、何というか、まちへ本当に下りて、一緒に歩いて、一緒に話して、一緒に進めていく。そういうふうに考えていけば、ここの道並みというのは、災害時となったら復興道路としての災害道路にもなるわけですから、自転車道でがっとうらげてしまっていて、そこに大きな障害が出てくると、車を寄せるところもできなくなってしまうということもあるので、丁寧に――丁寧に、工事を進めるということを確認した上で、これはもう一緒に、議会も一緒になって進めようというような提案がありましたけれども、これについては同じ答弁だと思いますけれども、一応、ここでも答弁していただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のご提案もあるんですけども、神田警察通り1.4キロ、全体をこれまで協議会のほうで議論してまいりました。デザイン的なものもほぼ決まるところでございます。ですから、今後、当然、Ⅱ期は、先ほども申し上げましたとおり、止めるつもりはございませんし、そのまま進めていくと。並行して、Ⅲ期以降についても、神田駅というわけではなく、Ⅲ期以降についても進めていきたいと考えてございます。

○小枝委員 じゃあ、私のほうからは、今日、5-13と5-20という二つの陳情が出ておりますけれども、新しい議会ということでもありますし、情報を一つのものにしないと、判断がしづらいということもありますので、ちょっと3点の資料要求をさせていただきたいと思っております。

1点目は、この5-13に関連して、4月11日の出来事からこの4月12日の広報掲載に至るところの事実確認を含めて、どう判断し、どう動いたのかというところの流れの確認。それから、5-20に関しては、本文上に工事請負契約における設計変更ガイドラインということが書いてあって、ここ、参考資料2のところには、もう令和5年の3月に委員会としてやっているよということでもありますけれども、事態はいろいろ動いてきているということもありますので、工事中止のガイドラインというものをここに出していただ

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

きたい。3点目は、本会議場でもありましたけれども、警備員の日給8万円というのがありました。4月に新しい予算で工事費を積算しているわけなので、その積算の内容を出していただきたい。それは、どんな積み上げで工事を進めようとしたのかという、その予算の内容を積み上げが分かるものを出して、その三つ、願いをして、審議を進めていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 今、ちょっと言われても、今日は出せないんですけども、今後の陳情の審査がどのようになるか分からないので、私のほうでは、今すぐ出しますという、ちょっとご答弁はできないのと。

○嶋崎委員長 できないよね。

○印出井環境まちづくり部長 それから、陳情の趣旨と警備員の単価の関係ということについて、もちろん委員会のご指示があればと思いますけれども、我々としては、今回の趣旨の中に、そういったことの記載というのがあるのかどうか、ちょっと分からないので、何分、今、そういった資料を、じゃあ、どのタイミングでということについては、ご答弁は難しいのかなというふうに思っています。ご指示を頂ければと。

○嶋崎委員長 ほかに、この件、ちょっと今、小枝委員のことにしましては棚上げをさせていただいて、ほかに何かありますか。

○岩田委員 すみません。ちょっと戻っちゃうんですけども、先ほど、我々が、何だ、個人を――我々が事件があったときの画像とか映像を見ることができるところで、個人を特定する画像なので閲覧できないというお話がありましたけど、じゃあ、撮るのはいいんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 撮影ですけども、工事の状況を記録するために撮影を行ったものでございます。ただ、現場の中に、入ってきたりとか、伐採対象樹木への寄り添いだとか、そういう妨害行為がございましたので、それを撮影させていただきました。

○岩田委員 工事の状況を撮るのに必要だというお話なんですけども、聞いたところによりますと、区の職員かどなたかある女性の顔の目の前にカメラを近づけて、にやにやしなから、「反対している方ですよ。顔を上げてください」と言いながら、撮っていた。これ、工事の状況でしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのような事実は認識してございません。

○岩田委員 だからこそ、我々に画像を出してくださいと言っているんですよ。そういう都合の悪いことは出さない。以前、外神田一丁目のところで、賛成、反対、どういう人がいるのかということで、委員限りで見たということがございました。やろうと思えばできるじゃないですか。何で出さないのかって、都合が悪いからじゃないですか。出してくださいよ、そういうの。

○須貝基盤整備計画担当課長 これも先ほども申し上げたとおり、個人を特定できるような映像もあること、それから、捜査対象となる行為、あと、訴訟に関わる内容と、そういうこともあるので、閲覧は難しいということでございます。

○岩田委員 分かりました。都合の悪いことは出せないということですね。

あと、住民がけがした認識はないということなんですけども、これもけがした方がいるようです。認識がないと、これも都合の悪いことは認めないということなんですけども、一応、ここで言うておきます。

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

あと、部長の答弁で、一部の反対者の方というふうな表現がありましたけども、皆さん、工事は反対しておりませんよ。イチョウを残したまま工事を進めてくださいと言っています。ここで、また別の質問に入ります。書類送検されて、区のホームページとかにそういうニュースが出たという事例は、他区とかではどういふのがあるんでしょう。

○嶋崎委員長 他区なんて分からない。広報課長、分かるの。これは、広報課長。

○林広報広聴課長 他区の事例は承知しておりません。調べておりません。

○嶋崎委員長 分からない。

○岩田委員 私の知っている限りで、港区でありました。その方は、2016年8月、酔ってタクシー運転手を殴った。2020年8月、カラオケ店の駐車場で女子高生3人に下半身を露出した。2022年5月、女子中学生2人に卑わいな言葉をかけた。そのうちの一つは、現行犯で逮捕されています。こういうような完全に起訴されるものに関しては、当然、載っていいと思いますけども、書類送検ですから、あくまで。ちなみに、書類送検というのは、犯罪者であるというふうな確定はされていませんよね。にもかかわらず、そういうのを広く区民に知らしめてしまうというのは、どういうことなのかなと。もちろん前科もつくわけじゃないですよ、この段階では。ちなみに、じゃあ、直近で、刑法犯の起訴率というのは、どれぐらいなんでしょう。

○林広報広聴課長 委員長、今の質問、質問自体について。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○林広報広聴課長 書類送検されたことに関して、区から、一切、情報提供は、その以前も以後もしておりません。

○岩田委員 えっ。

○嶋崎委員長 ホームページに載っていないということですよ。

○林広報広聴課長 はい。ホームページには載せておりません。

○嶋崎委員長 載っていない。

○岩田委員 えっ。（「ホームページには書いていない」「コメントで答えただけなんでしょう」「書類送検については、ホームページには書いていない」と呼ぶ者あり）

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 その事実のみを載つけたということなんですけど。

○嶋崎委員長 ちゃんと陳情書を見て、質疑してください。

○岩田委員 はい。ごめんなさい。

その妨害行為があつて、何だ、妨害行為があつて、負傷する事案が発生しましたと書いてありますよね。これは、ちょっと自分の経験になるんですけども、自分、昔、総合格闘技をやっていて、そのときに、靭帯をちょっと痛めたんです。内足側副靭帯と前十字靭帯。この靭帯というのは、この方がどこを痛めたのか、何か聞いた話でいうと、靭帯を痛めたんだみたいな話をちょろっと聞いたんですけど、本当かどうか分からないんですけども。その靭帯というのは、レントゲンに出ないんで、分からないんですよ、正直。（67文字削除）

○嶋崎委員長 ちょっと待って。ちょっと今の――休憩します。

午後5時22分休憩

午後5時28分再開

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

先ほどの岩田委員のご発言がちょっと不適切だというふうに私は認識して、今、議長に申し入れ、議運の委員長にも申し入れをいたしました。この時間なんで、後日、またこの件については、協議をさせていただきますけれども、岩田委員、さっきのご発言をどうされますか。

○岩田委員 ちょっと過激な発言があったということで、そこは訂正させていただきます。で、発言は続ける感じ……

○嶋崎委員長 削除されますか。

○岩田委員 一部訂正します。（「どういう」と呼ぶ者あり）あ、一部削除します。

○嶋崎委員長 どこをどういうふうに削除されますか。

○岩田委員 あ、（13文字削除）って、言っちゃったら駄目ですか。

○嶋崎委員長 えっ。

○岩田委員 （9文字削除）と言ったところです。

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。全然分かっていない。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○嶋崎委員長 再開します。

もう一度、訂正があるのであれば、ご発言ください。

○岩田委員 お医者さんのところのくだりから削除をお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。いいですね、事務局ね。

で、続けてください。

○岩田委員 私がけがをしたときに、その靭帯というのはレントゲンに出ないので、どれぐらいの傷なのかというのはなかなか分からないということなので、そのけがをされた方の診断書を僕は見たいです。どの程度のけがなのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは個人のもので、それはお出しできないと思います。

○岩田委員 分かりました。また都合の悪いのは出ないということで、分かりました。

先ほどの起訴率のお話、広報課長、起訴率のお話、ちょっとしたんですけど、多分、分からないですよ、それはね、どれぐらい起訴率なのか。実は、直近でいうと、令和4年版の犯罪白書によりますと、36.8%なんです。書類送検で、何だ、起訴されたのが。それぐらいなんです。そのレベルなんです。でも、実際に千代田区で起訴された段階の方がホームページにこういうことがありましたというふうに（発言する者あり）出ちゃうのは、どうなのかなという。（発言する者あり）いやいや、出ているじゃないですか。実際に、書類送検されただけの方がこういう妨害行為があつてというふうに出ていますよね。

○林広報広聴課長 区のホームページには、失礼しました、書類送検されたのは、7月3日と聞いております。その書類送検されたこと自体、区のホームページには一切出ておりません。区が、区のホームページに掲載されたのは、4月12日、その理由については先ほど述べたとおりです。

○岩田委員 失礼いたしました。課長の先ほどの説明で書類送検という言葉も出ましたし、

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

その方は議員になった方ですというような説明もありました。これは、当然、議事録にも載るわけですから、それというのは、じゃあ、もしも、この方が、この後、書類送検というのは、先ほども言ったように、前科にはならないわけですよ。まだ起訴されていないわけですから。この後、嫌疑なしとか、嫌疑不十分とかで不起訴になった場合というのは、どうされるんですか。先ほど言っちゃったのに、どういう責任を取られるんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 報道されたことをコメントしただけでございます。

○岩田委員 報道されたことというんですけども、AさんとBさんがもめてたら、普通、両者に話を聞いて、何だ、区としてのコメントとかを出すとかなら分かりますけど、一方的な話を聞いて出すというのはどうなんだという話です。分かりますか。マスコミが言っていたという話も、片方だけの話を聞いているんですよ。それは、あまりにもアンフェアじゃないのかと言っているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 マスコミの報道と、あと、現場のほう、私、見ておりますので、それに基づいての発言でございます。

○岩田委員 現場にいて、実際見ていたという話なんですけども、先ほどは、何か住民の方がけがしたという認識はないって。もう、目が穴だらけですよ。何か全然もうざるのようで、全然見えていないですよ。ちゃんと調べてからやるべきなんじゃないんですかと言っているんです。ホームページにまで出しているんですよ。だったら、そこは、ちゃんと調べてからやるべきですよと言っているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどもホームページに載せた理由というのは、広報広聴課長が申し上げたとおりでございます。

○岩田委員 聞きましたよ、それは。

○嶋崎委員長 いいですか。

○岩田委員 先ほど聞きました。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○小枝委員 資料要求はどうなったの。

○嶋崎委員長 いやいや、まだこれからだよ。

ほかに質疑ありますか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 質疑ですか。

○小枝委員 ……です。はい。

○嶋崎委員長 はい、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 先ほど私が資料要求を申し上げたときに、それが関わるかどうか分からないというふうにおっしゃったので、この5-13の文章を見ていただくと、1段落、2段落、3段落、4段落目のところに、「その動きを知った私たち住民が駆けつけて、イチョウの木を守ろうとしましたが、現場では、バリケードの中に入るのを阻止するために、警備員（千代田区が神田警察通りの道路工事等の保安業務を委託したシンテイ警備株式会社の従業員）が多数立ち、伐採に抗議する住民との間で小競り合いになりました」と書いてあって、「救急車が呼ばれ、警備員が救急車に乗せられた様子が目撃されましたが、千代田区の職員から現場において警備員と区職員が負傷したとの説明は一切ありませんでした」と。

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

このところを、先ほど、まず一つ、4月11日の時系列を出してねということを行いました。それから、その後の4月12日、ホームページに出したことについて、どうかということを行いました。これについては、非常に時系列の流れが重要だと思いますし、途中、神田警察でしたかね、所管の方を5時ぐらいに呼んだけれども、その方も全く障害、そういったことが発生しているという認識は全くなかったでしたね。そういうふうなことがちょっと時系列が整理される必要があるのかなというふうに思いますので、そのところは突き合わせをする必要がありますので、私も、岩田委員が言われたように、本当だったら、ビデオの映像そのものを内々にでも見せてもらいたいなというふうに思っているところですよ。

そういう、それと、もう一つのここに書いてある、非常にがたいのしっかりした日給8万円の警備員さんたちというのが、一体どこの予算から出てきているのかなというのは、非常に重要なことでもありますので、予算の積み上げのところは、何のためにそこにどういう目的でおられたのか。それで、それは初めてのことなのか、前からそういう体制でやっているのか。そこも知っておく必要があるので、区民を守るための、あるいは、区民のための予算が本当に区民のためにどう使われているのかということを確認するためにも、ぜひ、そこは出していただきたいというふうに思います。もちろん口頭で言えるならば、口頭で言ってもらっても構いませんけれども、それ自体は、令和4年の予算と令和5年の予算は一緒でしょうから、出してもらいたいと思っています。

先ほど3点言いましたから、重要な事実なので、お互いにここは感情的にならずに、しっかりとした共通認識でやる必要があると思いますので、工事一時中止のガイドライン、あれも出していただきたい。この3点申し上げました。申し上げた理由を、もう一回、再度説明したということです。

○印出井環境まちづくり部長 今、様々、資料のご要求がありましたけども。

○小枝委員 3点だけです。

○印出井環境まちづくり部長 一つは、今、この瞬間、ちょっと資料を出すことはできませんので、この陳情の審査の取扱いがどうなっていくのか、私のほうではちょっと承知していませんので、今、この瞬間、その資料をお出しするには、相当の時間を要するかなというふうに思います。

それから、様々な資料要求の中には、捜査中でお出しできないものもございます。一方で、既に本会議でご質問いただいた内容の中で、警備員についてはお出しすることが可能なものもありますけども、今、我々もこの瞬間に用意していないので、ちょっと、その辺はご指示いただければ、どういう状況になるのかによって対応しますけども、出せないものもあるということで、ご承知おきいただければと。

それから、あと、1点だけ、ガイドラインの、今回、ご指摘のあった工事の中断の理由ですけれども、それは例示であって、その場合に、必ず工事を中断しなきゃいけないと、そういうものではございません。それはそうですし、妨害の理由をつくった当事者が、それをもって中断せよというように言うてくることというのは、我々としては、非常に理不尽だなというふうに認識しております。ガイドライン自体を出すことはやぶさかではございませんけれども、そういった認識でございます。

○嶋崎委員長 はい。

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ほかに質疑はありますか。

よろしいですか。

○林委員 工事の云々じゃなくて、広報課長だけです。せっかく久しぶりなんで。

区の基準では、事故となった場合には公表しなくちゃいけないと言ったんですが、これ、起案した、タイトルを含めて起案した方、文面を。これはどなたになるのか。もうちょっと言うと、4月11日って、僕、選挙の直前だったんで、あんまり記憶ないんですけど、この午前4時から12日のアップするまでの間、どういう出来事があったのかというのを説明していただきたいんです。

○嶋崎委員長 それはこっちだよ。それは広報課長じゃなくて、事実関係のところ。聞いているか。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 それ、今のやり取りのところ、答えてください。広報広聴課長は、それを受けての話だと思うから。事実確認。時系列。

○林委員 ホームページのだけでしょ、この陳情って。文面の。

○須貝基盤整備計画担当課長 理由は先ほどのとおりなんですけども、4月12日に体当たりなど、暴力的な妨害行為を受けた職員、それを目撃した職員から聞き取りを行い、事実確認の上、関係部の確認を経て、広報広聴課にて掲載をいたしました。

○林委員 ごめんなさいね、起案した人は誰ですかと聞いているんですよ。

○嶋崎委員長 起案した人。

○林委員 何時何分って。

○嶋崎委員長 それはどこで。

○林委員 内部の事務執行でしょう。

○林広報広聴課長 委員長からもありましたが、最終段階で、原稿が、具体的な話ですけども、原稿が回ってきたのが12日の17時過ぎだったかと思います。広報で把握しているのは、そこまでです。

○林委員 文書を起案したのは誰ですか。タイトルを含めて。

○嶋崎委員長 それ、だから、何だっけ。

○林委員 1回聞いたら、ちゃんとやってよ。

○嶋崎委員長 環境まちづくりのほうから広報課に出したのか。どこが起案したんですかと。

何も情報提供しないのに、出すわけないんだから、起案したのは誰なんですかと。難しい話じゃない。

○印出井環境まちづくり部長 通常の文書の起案というプロセスではなくて、我々のほうで、先ほど申し上げたように、4月11日の事件、事故の情報の報告書などを作成し、関係する所管、政策経営部や、そういうところと協議をしながら、文章のたたき台を作って、それを広報広聴課のほうに掲載を依頼し、広報広聴課のほうは、通常のホームページの掲載のプロセスの中での簡易決裁というんですか。そういうものを経て、ホームページに掲載をしたというような状況でございます。

○林委員 だから、ですから、11日の4時に事故があったと。これは基準に該当するというわけですよ。12日の17時までの間に、どなたかがタイトルと文面を起案して、

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

広報広聴課に出さないといけないわけで、それを起案した人は誰なんですかという単純な話なんですよ。

○嶋崎委員長 それは、環まちでやったんでしょ。環まちが情報提供しなければ、広報はそれを受けられないわけでしょ。それを誰がどうしたのかということを知っている。

○印出井環境まちづくり部長 もちろん、先ほどご答弁申し上げましたとおり、当日の状況等については、政策経営部等のほうに情報提供し、関係部で、政策経営部のほうで調整しながら、最終的に、そこで成案をつくって、ホームページの掲載に至ったというところなんです。私のほうでは、当然、リソースは——リソースじゃない、手元にある事件、事故の報告書などの情報提供をしながら、連携してつくっていったというところなんです。

○嶋崎委員長 環まちがでやったということ。

○林委員 政策経営部。（発言する者あり）それ、どっちなの。

○印出井環境まちづくり部長 そのように理解し——最終的な事故の、何ですかね、掲載の分は政策経営部というふうに理解していますけれども。

○林委員 そう。政策経営部だったら、これ以上はもう広報広聴課長にしか聞けないんだけど、政策経営部で起案ができた、文面の。で、1点、すごく気になるところで、事故については、広く区民や関係者に知らしめなくちゃいけないと分かるんだけど、タイトルの暴力行為というワーディングなんですね。ここは、内部で基準で、どれが暴力行為で、事故なのか、暴力行為なのかというタイトル面を出す表現の世界ですよ。新聞で暴力行為と出すと、かなりひどい形になると。当然、政策経営部だから、法規も入られているんでしょうから、法律等々の照らした、事故でなく、暴力行為というタイトルをしたこの起案者というのは誰になるんですかね。いい、悪いを言っているんじゃないで、事実経過を確認したいんですよ。

○林広報広聴課長 タイトル、文面を含めて、4月12日、広報に届いたものを環境まちづくり部、政策経営部長、協議していることは承知してましたので、広報に最終的に回ってきた文面は政策経営部長から回ってまいりました。両部で協議したもののついて正として掲載しました。

○林委員 だから基準を知っているんだけど。最終的に政策経営部長から回ってきた。それはそうなんだろうね。で、課長のほうは部長決裁が下りているからいいんだけど、やっぱり事務執行だから、何らかの文案を起案して、こんな文章で大丈夫かと、法規に名誉毀損に当たらないかどうか確認して、事実と異なるのかを確認した上で起案した文書は出すわけですよ。その上で、暴力行為というワーディングが区のホームページの中ではかなり、内容は別ですよ、事实现象としていいんだけど、タイトルとしてはかなり刺激的な表現方法だし、あんまり行政としては使わない表現なのをどうしてタイトルで出したのか、どなたが起案されたのかというのだけをちょっと確認だけしたいんですよ、いい悪いは別として。内部で基準があるんだしたら、こういう基準が暴力行為だから掲載しましたでいいんですけども、内容じゃないですよ、タイトルと起案と政策経営部長が必要だったらそちらに確認しなくちゃいけないんですけども。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど、冒頭ですか、ご答弁でご説明申し上げましたとおり、具体的に体当たりを受けた職員、それから目撃をした職員、胸ぐらつかみなどの行為を目撃した職員、そういったものを総合して、我々として報告の中でそういった行為が暴力

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

的な妨害行為、通常の抗議行為ではなくて、暴力的な妨害行為があったということを含めてご報告する中で、最終的に協議の結果そういう表現になったものというふうに認識しております。

○林委員 基準について確認しているんですけど、もう一回。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 じゃあ最後ですよ。今、部長が言ったように、普通行政用語だったら暴力的行為とかあやふやにやっぱりするわけですよ。断定的、基本的に行政はあんまりしないですよ。で、メディアのほうも、あんまり報道機関も暴力行為というと、それはもう暴力だから刑法にダイレクトで引っかかる行為だから、的とか、いろんな表現やって、文面の中に入れるタイトルには基本的にはあんまり使わない表現だなとは思うんですね。これをタイトルを起案した人はどなたになって、内部のホームページの掲載基準のほうではどうなんだろうって、要は刑法に触れるかどうかのことを区が警察権の範疇じゃないところで出してしまうというのはどうなんだろうと。口で言うのは、僕らはいいですよ。それは暴力だろうとか、何とかと言うんですけども、行政のところで、暴力的行為とかというのを入れなかった、この事実経過とは何だったんだろうと。そこまで精査していないんだしたら精査していないで結構ですし、陳情で上がってきちゃった。陳情者が出していただいているものですから、事実確認だけさせていただければ。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけれども、12日の掲載内容の中に、暴力的行為、表題の暴力行為になっていますが、我々としては、明確に体当たりで人を転倒させると、それから胸ぐらをつかむという行為は社会通念上暴力行為だろうということを含めて報告し、庁内で共有してこういう表題になったというふうに認識しております。

○林委員 起案は。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げたとおり、そういう形で表現を固めて、あとは掲載の起案というのは、多分ホームページの簡易決裁の手続の中で政経部のほうで取られたものというふうに認識しております。

○林委員 分かっているかな、起案と掲載基準について聞いているんだけど。

○嶋崎委員長 それは広報課長なの。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）

○林広報広聴課長 具体的な文言の掲載基準は記されていないという認識です。ただ、今回ホームページへの掲載を決裁する決裁権限は通常私にございますので、ただ、この経緯に関しては、環境まちづくり部と政策経営部が協議の上決定した、イコール、区の決定だということで私のほうで掲載しました。それを否定することはできません。

○林委員 否定しなくていいんですけど、起案だけ言ってもらえれば。

○林広報広聴課長 起案者は私には確認できません。すみません。

○嶋崎委員長 いいですか。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○岩佐委員 守る会さんのほうでも、SNSのほうでその当時の動画がアップされていたと思うんですけども、そちらは公開されたものなので、そちらは1回みんなで検証することというのは可能なんじゃないでしょうか。

○嶋崎委員長 それは個人的なツイッターとかそういう話。

令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩佐委員 そうですけど、一般にもうインターネットで普通に。あ、すみません。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 私も普通に検索して出てきた動画があったんですけども、ちょっと今このタイミングでアップされているか分からないんですけども、その当時の現場の状況が、あと音声も入ってまして、それを見られた方が何人かいらっしゃって、それは公開されているのかな。ちょっと公開されているかどうかを確認します。

○印出井環境まちづくり部長 ツイッター等のアカウントなので、真実が誰のアカウントなのかということが分からない中で、私のほうで確認をしたのは、先ほど申し上げた、現場でももちろん職員が確認しているんですけども、胸ぐらをつかむような、そういった動画は確認はしています。そういったものの保管等については我々としては行っておりませんので、捜査等の中でどういう対応をされているのかということについては、申し訳ございませんけれども、承知はしてございません。

○嶋崎委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それで、取扱いなんですけど、先ほど部長も答弁の中で、小枝委員から資料要求が出ました。これは今日のところでそろえられるの。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっとお時間を頂いて……

○嶋崎委員長 どのぐらいですか。

○印出井環境まちづくり部長 ただ、すみません。職員がいないので、もしかしたらちょっと今日は無理かもというふうに認識をしています。

○嶋崎委員長 無理。無理ということは、これがどうしても必要だということで小枝委員がおっしゃるのであれば、私が言うのはおかしいんだけど、継続になるのかなというふうには思うんですけども、どうですか。何かご意見がある方は言ってください。いや、小枝委員はいいよ、もう資料要求しているんだから、それ以上でもなければそれ以下でもないんだから、ほかの委員さんで取扱い含めて何かあれば言っていただければありがたい。

岩田委員。

○岩田委員 私が先ほど言った区民のほうにもけが人がいるぞ、でも区は認識していないよ、そういうところももうちょっと精査していただく必要があると思いますので、継続でお願いしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。継続ということなんですけど、いかがいたしましょうか。（発言する者あり）

じゃあ、先ほどの小枝委員の資料要求は受けていただく、継続にしますから、（「はい」と呼ぶ者あり）それで作ってください。

いいですか。はい、どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。ちょっとこの時間なので当日用意できなくて。ただ1点、先ほど申し上げましとおりの、捜査とか訴訟に関わる部分もあるかなというふうに思いますので、その影響が少ない範囲の中でご対応させていただければと思います。

○嶋崎委員長 いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この神田警察通りに関しましては2件とも継続の取扱いとさせ

送付5-13、20 陳情審査部分抜粋：  
令和 5年 7月 7日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いただきます。